

平成三十年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

平成三十年三月八日（木曜日）

出席委員（十四名）

委員長 前田 信 一

副委員長 工藤 健 一

委員 阿部 祐 己

奈良 完 治

小野 稔

吉村 忠 男

佐々木 政 美

浅利 直 志

五十嵐 忍

奈良岡 文 英

藤林 公 正

相馬 勝 治

横山 哲 英

野呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長
副 町 長
総務課長選管事務局長併任
企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 長
学務課長・学校給食センター所長
生 涯 学 習 課 長
農 業 委 員 会 会 長
地 方 創 生 推 進 室 長

平 田 博 幸
五十嵐 晋
能 登 谷 英 彦
榊 淳 一
三 浦 郁 雄
久 保 田 整
齋 藤 美 津 昭
阿 部 悟
横 山 精 逸
幸 田 信 雄
對 馬 猛 清
神 忠 勝
加 福 孝 二
武 田 登
兵 藤 範 明
森 篤
野 呂 廣 志
工 藤 峰 靖

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 孝司
係 長	久保田 育子

審 査 日 程

- 第 二 議案第 十七号 平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第 三 議案第 十八号 平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 四 議案第 十九号 平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第 五 議案第 二十号 平成三十年度藤崎町水道事業会計予算案
- 第 六 議案第二十一号 平成三十年度藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成三十年三月八日

開 議 午前十時

○委員長（前田信一君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各特別会計について歳入歳出を一括で審査いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

審査日程に従い、議案第十七号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

予算の説明に入る前に、皆さんに配付している平成三十年度国民健康保険制度概要について説明し、次に歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

おはようございます。

それでは、議案第十七号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

平成三十年度からの制度改革につきましては、これまで何度か改革内容や進捗状況をご報告させていただいておりますが、来年度予算の内容をご説明申し上げる前に、再度制度改革の概要を若干ご説明させていただきたいと思っております。

本日お配りさせていただきました一枚物の資料、右上に国保資料と書かれた資料をごらんいただきたいと思います。まず、国保の構造的な課題として年齢構成や医療費水準が高いこと、所得水準がほかの医療保険に比べて低く保険

料負担が重いこと、また、小さな自治体では財政運営が不安定な場合が多いことなどがあります。

そこで、財政運営を安定させるための制度改革を実施する。その改革の柱としましては、公的な財政支援を拡充する。具体的には、毎年三千四百億円公費を投入し、市町村国保の財政基盤を強化する。また、県が財政運営の責任主体となり、市町村国保運営の中心的な役割を担うというものであります。

次に、財政と保険税賦課の仕組みとしましては、①として、県は医療給付費等の見込みを立て、町の医療費水準や所得水準を考慮して国保事業費納付金を決定します。次に、納付金を賄うための町の標準保険税率を算定、公表します。ここで言う標準保険税率とは、あくまでも参考税率であり制度上の理論値であると国は説明しております。③、町は標準保険税率を参考に保険税率を決定し賦課します。④、被保険者には保険税を納付していただきます。⑤として、町は納付金を県に支払いをすると。

以上が、制度改革の概要であり、主に財政的な改革であって、被保険者や医療機関等には特段大きな変更はございません。

資料の裏面をごらんいただきたいと思います。先ほど財政の仕組みのところ、県が標準保険税率を示すと申し上げました。ことし一月下旬の新聞にも掲載されてございましたが、その県が示した税率と町の現行の税率を比較したものが一の表であります。医療分、後期高齢分、介護分、さらには応能割、応益割、応益割は均等割、平等割と細分化されます。双方を比較してみたところ、共通して所得割は町が高く、均等割、平等割は県が高いという結果になってございます。ここで言う所得割とは、前の年の所得に応じた負担であり、均等割は被保険者数、平等割は世帯割というふうになってございます。

町と県の税率の違いがどういうことかといいますと、所得割が均等・平等割よりも高い場合は、所得の多い方の税

負担が多くなります。逆に、均等・平等割が所得割よりも高い場合は、所得の低い方の税負担が多くなるという傾向がございます。

また、それぞれの税率を現在把握している課税所得で算定したものが二の表であります。税額で比較しますと、町の税率のほうが二千七百万円ほど多くなりました。右端の欄、県への納付金、これは町が県に納付する事業費納付金の財源として被保険者から徴収しなければならない金額であります。町の税率では二千万円ほど上回ります。県の税率では七百万円ほど下回ります。国の説明では、制度改革に伴い、県が市町村に示す標準税率は、先ほどもお話ししたとおり、あくまでも参考であり制度上の理論値である。各市町村の実態に合わせ、被保険者に十分配慮して決定することとされてございます。県から示された納付金を賄うための税収が、町の現行税率と比較して二千万円ほどの乖離が余り大きくないこと、そして応益割を引き上げるということは、所得の多くない方々の負担がふえるということにつながることであり、一昨年の税率改正を行った際の低所得者への配慮とは逆行することにつながります。

以上の内容から、町としましては、平成三十九年度は現行税率で賦課するということと考えているものであります。ただし、現在行われておりますが確定申告の結果を受けて、課税所得等に大きな変動があった場合は、その時点で改めて検討したいと考えているものであります。

次に、新年度の予算についてであります。制度改革に伴いまして予算の組み方も変更となっております。資料の三は、これまでの予算とこれからの予算の比較をした新旧対照でございます。

歳入面では、国・県・支払基金から交付されていたものが、これからは県一本となります。歳出のほうでは、これまで後期高齢者分と介護分だけであった納付金に医療分も加わると。そして、国保連とやりとりしていた高額医療共同事業、これは納付金の算定に組み込まれることから廃目となるというのが主な変更点であります。

それでは、新年度予算の説明に入りますが、予算書のほうをご準備いただきたいと思います。

予算書百二十七ページをごらん願います。ただいまご説明申し上げました制度改革の内容を踏まえまして、平成三十年度の予算につきましては、総額で二十億三千七百万円、対前年度比三億二千八百万円の減となるものであります。なお、今回の制度改革に伴いまして予算科目等が大きく変更となることに合わせまして、字句の表記、あるいは計上箇所の見直しにつきましてもあわせて行ったところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算書百三十九ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税は、一目の一般被保険者分から三目の退職被保険者分までを合わせまして、次のページの一番上、総額で三億九千九百五十一万七千円となるもので、対前年度比一千六百七万七千円、三・九%の減となるものであります。これは直近の被保険者と現行の税率で算定したものであります。被保険者数の減少に伴い税額が減少しているものであります。

第三款国庫支出金は、先ほども述べましたとおり、財政調整交付金及び療養給付費等負担金などが県に移管されることから名目計上の災害臨時特例補助金のみの一千万円となるものであります。

続いて、百四十一ページの第四款県支出金であります。町の保険給付費の財源となる従来の公費負担分が全て県から交付されることとなり、一項の負担金と二項の補助金を合わせまして十四億五千五百三十八万九千円で、対前年度比十三億一千八百四十二万八千円の増となるものであります。

百四十二ページをお開き願います。第六款の繰入金は、繰り入れ基準、いわゆる法定ルールにのっとり算定により計上したものであります。第一節の保険基盤安定繰入金は保険税の軽減に対応したものを、第二節の職員給与費等繰入金は国保担当職員の人件費及び事務費を、第三節の出産育児一時金等繰入金は出産十八件分に対応した町負担分

を、第四節の財政安定化支援事業繰入金は地方交付税算入相当分を見込んだものであります。

なお、過去数年間にわたり繰り入れしてまいりました法定外繰入金につきましては、制度改革に伴い原則認められないこととなったことから、本予算には計上していないものであります。

百四十三ページの下段、共同事業交付金、それから次のページの前期高齢者交付金及び療養給付費交付金につきましては、制度改革に伴いまして廃目となったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百四十七ページをお開き願います。第一款総務費一項総務管理費は、職員人件費等の経常経費と青森県国保連合会の運営事務経費に対する町負担分の連合会負担金であります。百四十八ページをお開き願います。二項の徴税費は賦課徴収に係る費用を計上したものであります。これまで需用費等の事務費のみを計上しておりましたが、国保税滞納整理に係る負担金を計上し、目の名称を納税奨励費から賦課徴収費に改めたものであります。三項の運営協議会費は会議開催費用等、四項の趣旨普及費は国保制度の情報提供等に係る経費をそれぞれ計上したものであります。

第二款保険給付費は、平成二十九年度の実績見込額を計上したもので、百五十ページに移りまして、一項の療養諸費が十二億七千二百二十万一千円、二項の高額療養費が一億八千九百七十九万七千円、四項出産育児諸費や五項の葬祭諸費などを合わせ、保険給付費の総額は十四億七千三十一万四千元となり、対前年度比一億四千九百九十八万四千元、十一・四％の増となるものであります。

百五十二ページをお開き願います。第三款国民健康保険事業費納付金は、来年度から新たに設ける科目であります。財政運営責任主体である県に対して保険者が納めなければならない納付金を計上したものであります。内容としては、医療給付費分として三億二千五百八十三万六千円、後期高齢者支援金等分として一億一千三百七十四万一千円、

介護納付金分として四千八百九十七万五千円をそれぞれ計上したものであります。

百五十四ページに移りまして、第六款保険事業費一項一目の特定健康診査等事業費は、四十歳以上七十五歳未満の被保険者の特定健康診査及び特定保健指導を行うための人件費及び特定健康診査委託料などで二千百三十五万三千円を、二項一目の疾病予防費は健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するための人件費及び事務費等に四百八十四万四千円、これまで疾病予防費に組み入れていた医療費通知業務などを分離して二目に医療費適正化対策費として百九万五千円、保険事業費は総額で二千七百二十九万二千円を計上しております。

百五十六ページをお開き願います。第九款諸支出金は、保険税還付金や還付加算金などで三百六十四万三千円を計上しております。

第十款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

その下の介護納付金から次のページの後期高齢者支援金までにつきましては、制度改革に伴い廃目になるものであります。

議案第十七号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明は以上でございます。

○委員長（前田信一君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。

誰かありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

平成三十年度から国保が財政的には県単位の運営に変更するということで、財政的な支援も国も当面はするという

ことでありますけれども、基本的に私は、いわゆる国保の運営、住民に密着した仕事が、今まで担当者も歴代苦勞してきたものでありますけれども、いずれにしても県に移管し、住民の暮らしや健康にかかわることが直接タッチできないようになっていくということになりかねないかという懸念を持っておりますけれども。

質問の第一は、ページ数でいきますと百五十三ページです。共同事業拠出金、これも制度改正によるような取り扱いになっているんだろうと思いますけれども、具体的には、じゃ、全て県でこの事業も判断をしてやっていくというようなことになるのでしょうか。その辺の具体的な取り扱いと、自治体としての関与というのは全くなくなるというようなことなののでしょうか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。共同事業、いわゆる高額に関する市町村間のバランスを調整するというふうなもの、お互いに拠出しながら交付も受けながらという形で実施してきたものでございます。これは国保連と市町村とでやりとりしてきたものであります。今回の制度改革に伴いましてこの事業は廃止となります。新年度からは、ほぼ同じ内容で実施はされますが、県と国保連、あるいは全国でバランスをとるというふうな方式に変わらして、ただそれが予算にどのように反映されるかといいますと、先ほども申しましたけれども、県から示される納付金、藤崎町は年間でこれだけ納めてくださいという算定の中に高額に関する部分も参入されてございます。過去三年間の実績の平均値というもので組み込まれているもので、これまでの例えば高額で八十万円以上の医療費をお互いに拠出しながら助け合っていくというふうなものは、これからも継続されるものであります。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、いわゆる県に納付する金額の中にこの分も本会計においても入っているという理解でよろしいんですか。平成二十六、七、八とかというのを平均して今回計上している納付金の額に入っているというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。そのとおりでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

総務費の中の人件費、四千二百二十万円ほど計上しているんですけども、一千二百万円ほどふえることになっているんですけども、それは増員するとかそういう何か計上の理由なりありますのでしょうか。一千二百万円ほどふえているというふうに理解しているんですけども。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。先ほどの説明の中にもあったのではございますけれども、今回制度改革に伴って予算に大きく組み替えが出てくる、その中であわせて、従来編成してあった予算に変更したほうがいいと思われるもの、修正しているものがございます。その中の一つで人件費、職員の人件費をどの項目に盛り込むかという点で、総務費の一般管理費にはいわゆる事務の担当職員を計上してございましたが、特定健診、特定保健指導、いわゆる保健師であります。この分を今回から人件費は全て一般管理費に集約しようということで盛り込んだ結果、これだけの増額になっているものでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

財政的には県に運営主体が移ると、納付金も納めるというようなことなんですけれども、その中で例えば特定健診審査事業費二千百三十五万円ほど今回は計上されているわけでありまして。それで、この特定健診だとかについてはどのような、これは従来どおり県の対象外のものなのか。その辺はどのようなふうなお考えで予算計上をなさっているのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。特定健康診査でございますが、四十歳から七十四歳までの被保険者の方々の医療の、いわゆる医療費適正化、抑制という部分で、国も今回の制度改革で保険者努力支援制度というものを設けてございます。要するに、医療費の適正化、あるいは収納率の向上、そういうふうなものに努力をした保険者には補助金をどんどんあげますよということで競わせてございます。インセンティブ事業ということで、一つは被保険者に対して健診を受けるような動機づけ、どういうふうに検診を受けさせる手段を講ずるのかというふうなもの、そして、検診を受けた後の事後指導、保健指導に保険者がどれだけ力を入れるのかというふうな事業が組み込まれてございます。これは特別調整交付金の中に組み込まれて交付を受けることにはなりますが、それを少しでも多くもらうということは、医療費の抑制にもつながるし、被保険者の健康にもつながるということで特定健診を充実させる。その内容をさらに細かく申し上げれば、重症化予防、そして大きなものとしては糖尿病、こういうふうなものを重症化させないように、あるいは未然に防ぐような取り組みをしていくということでこの特定健康診査等事業費に盛り込んでいるものでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。ページ数を読み上げてからお願いします。

○浅利直志委員

読み上げなくても、項目を読み上げなくても……

○委員長（前田信一君）

私がお願いしているんですから、何とかそのようにお願いします。皆さん、委員の方にもお願いします。

浅利委員。

○浅利直志委員

はい。今、お答えいただいたんですけれども、いわゆる収納率、あるいは健診率だとかそういうインセンティブ、努力を見て交付税措置をするんだと。課長、どんどんというのは、どんどんそういう交付税措置されていくんだというように言い方をしていたけれども、それはちょっと言い過ぎなのではないかな。インセンティブの予算の枠があるわけでありますから。それをやればどんどん上げるというような言い方は、適切ではないのではないかとということが第一点です。

もう一点は、先ほどの説明の中で、国も財政支援を当面するという事で三千億円ほど交付の安定を図るということでありますけれども、しかしながら、実際は全国の市町村が法定外繰り入れをしてようやく保険料の軽減だとかやりくりをしているというような実態もあるわけであります。二点目にお聞きしたいのは、原則法定外繰り入れは認めない制度なんですというようなことでありますけれども、厚労省では、万やむを得ない場合法定外繰り入れというのを自治体がすることまでは否定していないんだという言い方もしておりますので、私はどちらも正しいというか、表を言って裏を言っているようなことだと思うんですけれども。原則法定外繰り入れは認めない制度改正をしましたというのは、課長のそれは言い過ぎなのではないですか。万やむを得ない場合は法定外繰り入れというのも認めざるを得ないというのが正しいといえますか、現状に即しているのではないかとこのように思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。保険者努力支援制度で先ほど私は、どんどんというふうな表現をさせていただきましたが、国が公費投入する三千四百億円のうちの半分、千七百億円については財政調整交付金で追加するというものでございます。そのうちの八百億円はこの努力支援制度で交付するんだということで、国、県もあわせてですけれども、各市町村、保険者の事業実施結果を評価すると。評価することで公表もし、競わせて医療費の適正化とそれがつながる抑制、さらには収納率向上、そういうふうなものにつなげていくんだということで、どんどん交付するというふうな表現といたしますか、言い方は県の課長会議等でも出てきておりましたもので、私もそのように表現させていただきましたが、多少誇大な表現だったとすれば、それは申しわけなく思っております。

次に、法定外繰り入れについてでございますが、先ほどの説明でも原則認められないと。それはそのとおりでありまして、国が当初、平成二十八年度からこの協議をしてございますけれども、法定外繰り入れは認めませんというものでございました。その後、県内でも相当数の法定外繰り入れをしている市町村がございます。全国にも多数ございます。いろんなところからのいわゆる要望なり声を反映する形で、国がその対応を軟化させたといえますか、柔軟な対応に変わってきてございまして、今現在の国の表現としては、「好ましくはないが認めないわけではない。計画的に削減に努めること」ということで、法定外繰り入れをやむを得ない事情があってはよろしいですよ。ただ、その繰り入れするものを今後どのような形で解消していくのか、削減していくのかというものを計画書をもって県に提出するようというふうに指導されているものでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第十八号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

それでは、議案第十八号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

予算書百六十九ページをお開き願います。平成三十年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ三億一千六百四十万円を計上し、対前年度比四百万円、一・三%の増となるものであります。

百七十九ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

第一款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせまして八千四百五万一千円を計上するものであります。平成三十年度の保険料率につきましては、前年度と同率であります。限度額が引き上げられることと基準所得額の上昇により対前年度比一千七百七十八万二千元、一六・三%の増となるものであります。

第三款国庫支出金は、保険料システム改修費用に対する国庫補助金であります。

次のページに移りまして、第四款繰入金一項一目の事務費繰入金は一千五百五十八万九千円を計上しております。内訳は、職員給与費分が九百九万一千円、広域連合事務費分が六百四十九万八千円であります。

二目の保険基盤安定繰入金は五千百六万九千円を計上しており、保険料の軽減額に対する県、町の公費負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

三目の療養給付費繰入金は一億六千百二十三万三千円を計上しており、広域連合で実施する後期高齢者療養給付費に係る町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

第五款繰越金は、平成三十年三月分の普通徴収保険料を新年度に入ってから広域連合に納付することになることから、繰越金として計上するものであります。

第六款諸収入は、保険料還付金や還付加算金など総額八十六万円を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百八十五ページをお開き願います。第一款総務費一項一目の一般管理費は九百十二万五千円を計上しており、その主なものは、職員人件費及び後期高齢者医療システムに係る保守業務委託料などであります。

次のページをお開き願います。二項一目の徴収費は、保険料の徴収等に係る事務経費七十二万二千円を計上しておりますが、保険料納付書の在庫に不足が見込まれることから印刷製本費を増額するなどの理由で倍増となるものであります。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金は三億五百六十九万三千円を計上しておりますが、その内訳は、町が徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額の保険料等負担金が一億三千七百九十六万二千円、広域連合の事務に係る町負担分の広域連合事務費負担金が六百四十九万八千円、療養給付費に係る町負担分の療養給付費負担金が一億六千百二十三万三千円で、いずれも広域連合へ納付するためのものであります。

第三款諸支出金は、過誤納金に係る還付金等八十五万円を計上するものであります。

議案第十八号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明は以上でございます。

○委員長（前田信一君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと百八十ページです。四款繰入金です。その中で事務費繰入金が前年度との比較で一千五百五十八万円ほど計上されているんですけども、前年度との比較で七百二十四万円ほど減額になっているんですけども、七百二十四万円ほど減額して予算計上した理由などについてご説明願いたいと思います。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。事務費繰入金の減額の理由でございますが、職員の人件費でございます。平成二十九年度から担当の係、住民課の国保年金係でございますが、職員五名だったところ一名減としてございます。その一名分が後期高齢医療の予算から人件費を計上していたが一名減となったということで、昨年度の当初との比較で見ればこれだけ減額になる、人件費の減ということでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十九号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

おはようございます。

それでは、議案第十九号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、二百三ページをお開き願います。本年度の予算総額は、前年度比〇・八五％減の歳入歳出それぞれ十七億四千六百万円としたものでございます。現在、六十五歳以上の第一号被保険者介護保険料は、基準月額を六千五百円としておりますが、平成三十年度から平成三十二年のいわゆる第七期におきましては、基準月額を四・六一％増の三百円増額した六千八百円としたものであります。介護保険料の増額につきましては、藤崎町介護保険条例の改正が必要なことから今定例会へ条例の一部改正をご提案したところでありますが、予算と関連しますので少しご説明申し上げます。

町は、これまで介護保険料をふやさないよう積極的に予防事業や適正化事業を行い、給付の抑制に努めてまいりましたが、第七期の計画では高齢化がさらに進み、グループ訪問や施設を利用する方が今以上ふえることが予測されております。さらに、介護報酬も〇・五五％アップすることから、地域支援事業を含めた給付総額を約五十四億円、第

六期と比較し六・二八%増の約三億二千万円ふえるものと見込んだものであります。

また、保険料の負担割合が第二号被保険者から第一号被保険者へ一%移行することも保険料アップの一因でありまして、介護保険財政調整基金から三千七百万円を取り崩し、住民のご負担を軽減する計画ではあります。三百円の増額をお願いするものであります。

基準月額六千八百円として算定した第一款介護保険料は、三億三千九百六十四万四千円となり、前年度比四千四百七十五万円の増となったものであります。

次に、三款国庫支出金は前年度比八百五十四万六千円減の四億四千二百八十二万一千円とし、次の四款支払基金交付金は前年度比千七百十八万七千円減の四億四千六百二十八万四千円としたものであります。

次に、五款県支出金は前年度比二百四十七万七千円減の二億四千三百三十九万一千円とし、第七款繰入金は二億七千三百八十九万一千円を計上したものであります。

続きまして、歳出をご説明をいたしますので、二百四ページをお開き願います。

一款総務費は職員の人件費が主なものであり、前年度比マイナス九・五五%、五百八十四万一千円減の五千五百三十一万三千円、次の二款保険給付費は前年度比マイナス一・四九%、二千四百七十七万七千円減の十五億九千九百六十六万六千円とし、次の三款地域支援事業費は前年度比プラス二十・三一%、千五百三十三万二千円増の九千八十一万九千円となったものであります。

次に、歳出の主なものの内容をご説明いたしますので、二百十八ページをお開き願います。

二款保険給付費の一項介護サービス等諸費の説明の欄をごらん願います。居宅介護サービス給付費は、在宅の方が利用する訪問サービスや通所サービス、短期入所生活介護費などであり、平成二十九年度の実績見込みから前年度比

マイナス三・〇五％、千七百二十六万五千円減の五億四千九百二十五万六千円としたものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム利用に対する給付費が主なものであり、平成二十九年度の実績見込みから前年度比プラス十・八三％、三千九十七万円増の三億一千七百万三千円としたものであります。

次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設などの利用に対するものであり、平成二十九年度の実績見込みから前年度比マイナス二・一五％、一千百三十四万九千円減の五億一千六百九十一万四千円としたものであります。

次の居宅介護福祉用具購入費は歩行器やつえなどの購入、居宅介護住宅改修費は手すりの取り付けや段差解消の際の工事に対する給付であり、次の居宅介護サービス計画給付費は、居宅サービス計画の作成に対するものであります。

次に、二目介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は要支援の方に対するものであり、前年度比マイナス六十九・二四％、二千四十八万五千円減の九百十万二千円としたものであり、介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費は平成二十九年度実績見込みをもとに計上したものであります。

次に、二百二十ページの三款一項一目地域支援事業費介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防給付費から総合事業に移行した介護予防訪問介護と介護予防通所介護や住民が運営するボランティア団体などの多様なサービスに対する費用であります。

次に、二項一般介護予防費一目一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象に運動機能の向上や閉じこもり・鬱予防のための事業であり、町体育協会や文化協会、老人クラブが実施するものであります。

次に、三項包括的支援事業・任意事業費三千六百九十七万五千円は、高齢者が要介護状態になっても住みなれた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するため、総合相談・権利擁護事業、

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、生活支援体制整備事業を町包括支援センターが実施するための経費が主なものであります。

以上が、平成三十年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要であります。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（前田信一君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

歳出の中で保険給付費、トータルで二千四百十七万円ほど減額になっているんですけども、これは今、地域支援事業だとかさまざま説明もあったんですけども、これは平成二十八年度と比べてもぎりぎりの状態なのかなとか、そういうふうに思うんですけども、二千四百十七万円ほど減額した主なる算出の根拠というのほどの辺にあるものなのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ご質問にお答え申し上げます。全体的な話だと思うのですが、認定者数が第六期の介護保険計画で予定された人数から見ればかなり抑制傾向にあると。それに伴いまして、いわゆる給付のほう、利用される方も抑制傾向にあるということから、前年度比若干下回った予算の計上となっております。これは予防事業の成果もあらわれているのではないかとということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど説明もしていただいたわけなんですけれども、介護保険の給付費、その中で施設介護サービス給付費、グループホームなどについても計上されているんですけれどもその辺、先ほども説明していただいたんですけれども、もうちょっと詳しく説明していただけたらと思います。ページ数は二百十八ページの施設介護サービスのところですよ。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ご質問にお答えを申し上げます。いわゆる施設介護サービス給付費というのは、いわゆる特別養護老人ホームや介護老人保健施設、それから今現在藤崎町では利用されていないのですが療養型医療施設、そちらに入所されている方に対するサービスでございます。町の施設が今現在特別養護老人ホームが百床、介護老人保健施設が百床あるのですが、それ以外の他町村におられる方もこの給付サービスは利用されるということになります。

そして、もう一つグループホームのお尋ねであったんですが、グループホームの予算というのが、この地域密着型介護サービス給付費がグループホームの全額がグループホームというわけではありませんが、ほぼおおむねこの三億一千万円というのがグループホームの予算でございます。このグループホームは藤崎町では全体で六カ所、百十七床ございます。こちらは藤崎町に住所がある方のみが使えるということになりますので、この給付費そのものは町のグループホームに全て支払われていくということになります。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

平成三十年度の介護保険特別会計は、総額十七億四千万円余でありますけれども、予算編成に当たっては担当課職員など苦勞して予算編成もなされたということについては感謝したいと思います。

しかしながら、賛成・同意できないという理由の一つは、いわゆる保険料の引き上げの問題であります。抑制のさまざまな努力をしているということでありましてけれども、いずれにしても国庫補助金や負担金五％程度でも引き上げても歯どめをかけるべきだという思いからでございます。

それから、介護保険の会計の直接の問題だということではないわけではありますけれども、特養入所者の介護度三以上の入所制限やあるいはまた、要支援一、二などの要支援が自治体事業になったと。これは藤崎町については努力してやられている、民間団体も取り組んでいるところでありますけれども、恒常的な制度設計において自治体間の格差が出てくる問題でもありますので、そのような制度改正について私は賛成できないので、本会計に賛成できません。

○委員長（前田信一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結します。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（前田信一君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十号平成三十年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第二十号平成三十年度藤崎町水道事業会計予算案について説明いたします。

予算書の二百四十一ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について説明いたします。

第一款水道事業収益は三億七千四百七十二万円余を計上しております。

そのうち、第一項営業収益が三億五千九百五十四万円余であります。その主なものは、第一目給水収益が三億五千八百九十万円で、これは水道料金とメーター使用料の合計額であります。

次に、第二項営業外収益が一千四百六十八万円余であります。その主なものは、第二目他会計補助金十四万円余は簡易専用水道委任事務交付金であり、第三目長期前受金戻入一千三百七十八万円余は平成三十年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、二百四十二ページをお開きください。支出について説明いたします。

第一款水道事業費用として三億七千四百七十二万円余を計上しております。

第一項営業費用が三億三千五十万円余であります。そのうち、第一目浄配水費が一億六千九百十三万円であり、その主なものは第六節修繕費の千九百四十八万円余で、このうちメーター取替工事費は、計量法により八年を経過する水道メーターの取りかえ費用と交換用メーター修繕費として浄水器購入費分の合計九百四十七万円余を予算計上しております。また、第九節の受水費一億三千九百四十万円は、津軽広域水道企業団への支払い金額であります。

第三目総係費は五千七百七十八万円余であり、その主なものといたしましては、第一節給料から二百四十三ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの合計額四千二百八十六万円余の人件費のほか、第十二節委託料七百十二万円のうち水道メーター検針業務委託料四百三十二万円余であり、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

次に、二百四十四ページをお開きください。第四目減価償却費は一億三百五十九万円余であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用は二千六百六十二万円余であります。その主なものは、第一目支払利息の一千四百六十一万円余であります。

次に、二百四十五ページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、下段の支出から説明いたします。第一款資本的支出として一億九千百三十四万円余を計上しております。

第一項建設改良費が一千二十九万円余であり、その主なものは第一節委託料の藤崎町水安全計画策定業務委託料二百三十七万円余、水道管移設工事設計業務委託料二百九十一万円余、第二節工事請負費の消火栓更新工事費が四百四

十万円であります。

第二項固定資産購入費が一千九十二万円余であり、その主なものは、第一節委託料の料金システム更新業務委託料一千二十九万円余であります。

第三項企業債償還金は六千九百十二万円余と見込んでおります。

次に、上段の収入はただいま説明した支出の財源であり、資本的収入として五百万円を計上しております。その主なものは、一般会計からの消火栓更新工事費負担金の四百四十万円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千六百三十四万円余は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

以上をもちまして、議案第二十号平成三十年度藤崎町水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（前田信一君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

資本的収入及び支出にかかわる、ページ数でいきますと二百四十五ページでございます。建設改良費の中で委託料五百二十九万円ほど計上されております。その中で水安全計画策定業務委託料というのは、どういう内容なのでしょうか。そのことについてまずお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは、水源から各家庭の蛇口に至る水道システムに存在する危害を抽出、特定し、それらを継続的に監視、制御することにより安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すものであります。なお、この計画の未策定の水道事業者には、早期に計画を策定するよう平成二十七年六月二日付厚生労働省健康局水道課より文書で依頼されているものでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

水源からというのは、藤崎の水源とはおかしいけれども、企業団は企業団としてこれをやっているわけです。やらなければならないし、品質保全管理をやっているわけです。そうしますと、水源から家庭の蛇口までというふうなことであれば、藤崎地域の水、水源からというのは、どういうふうに理解すれば。もうちょっと詳しく説明してください。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。藤崎の場合は水源というものがありませんので、藤崎町におきましては、タンクから出て各家庭の蛇口までということでございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

その中で、二百四十五ページの浄配水設備費の中の水道管移設工事設計業務委託料二百九十一万円ほど計上されているんですけれども、これは具体的にはどこなんでしょうかということと、前の水安全計画と関係があるものなのでしょうか。その辺の内容をご説明していただきたい。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。まず、これは水安全計画とは関連がございません。これは、県道前坂藤崎線のJRを渡って鹿嶋神社に向かっていきますと三千石堰が道路を横断しているところがあるんですが、その水路が道路を横断している部分の水道の本管が民地側にちょっと逃げているというか、そういう状況でございまして、そこはずっと空き地だったんですが、ことしそこに住宅を新築するということになりまして、現時点では障害にならないんですが、将来的に支障になることもあるということで、所有者から移設をしていただきたいという申し出がありましたので、そのための設計業務委託でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

横山委員。

○横山哲英委員

二百四十五ページの消火栓の更新ですけれども、多分これは総務課から水道のほうにいったと思いますけれども、更新は何か所、総務課でもよろしいですし、水道課でもよろしいです。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

これは毎年度同じ予算を最近は計上しておりますが、更新が三カ所、緊急の修繕が一カ所で予定してございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は同じ二百四十五ページでありますけれども、その中で固定資産購入費がございます。その中の委託料で料金システム更新業務委託料一千万円ほど計上しているんですけれども、この内容をご説明していただきたい。何か前も予算化されたような気もするんですけれども、今回のシステム更新業務委託料というのはどういう内容のシステムを更新するために必要になったんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは更新業務ということですので、言葉のとおり現行の水道の料金システム、それを使って料金の計算をしているのでございますが、その有効期限が五年間ということで、それが平成二十九年度で終了することということでそのための更新費用ということでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

二百四十一ページになります。二項の営業外収益の長期前受金戻入、これについて以前もお聞きしたかと思いますが、わかりやすくお願いいたします。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは、ある資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計の負担金等について、減価償却に合わせて耐用年数の期間にわたって各年度に収益として計上するもの、もうちょっとわかりやすく言いますと、例えばある資産を取得する際、十萬円の補助金をもって取得しました。それで、償却期間が十年あったとすれば、その期間に合わせて各年度に一萬円ずつ収益として計上していくというものでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今、五十嵐委員が聞いたのは、我々町民との懇談会をやったときも出されて、我々も理解不十分で答えられなかったという経過もあるんですけれども、今の課長の話聞いて少しは、いわゆる町の補助金などを受けて、受けた減価償却の対象の部分だとか、現金ではないけれどもというようなことなんでしょうけれども、何かいまいまだわからないんですけれども、その辺。例えば五億円の起債、企業債と五億円の補助金で十億円の資産なりができたというよう

な場合を想定すると、どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。何か最後のほうにそういう類いのことを言ったんですけれども。休憩でもいいです。説明していただけたらと思います。

○委員長（前田信一君）

休憩をお願いします。

休 憩 午前十一時十二分

再 開 午前十一時十五分

○委員長（前田信一君）

それでは、会議を再開します。

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十一号平成三十年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第二十一号平成三十年度藤崎町下水道事業会計予算案について説明いたします。

予算書の二百七十一ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として五億六千四百十一万円余を計上しております。

第一項営業収益が二億一千五百七十万円余であります。その主なものは、第一目下水道使用料を一億八千八百六十万円と見込んでおります。第二目雨水処理負担金が二千五百九十八万円余、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、二百七十二ページをお開きください。第二項営業外収益は三億四千八百七十三万円余であります。その主なものは、第二目他会計補助金が一億八千八百四十万円余で、うち下水道事業会計への一般会計補助金が六千八百七万円余、農集排事業会計への一般会計補助金が一億二千三十二万円余であります。第三目長期前受金戻入一億五千九百三十三万円余は、平成三十年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。

二百七十四ページをお開きください。第一款下水道事業費用は五億六千四百十八万円余を計上しております。

第一項営業費用が四億七千六百三十六万円余であります。そのうち第一目管渠費は二千三百十一万円余で、その主なものは第四節委託料の一千四百九十七万円余で、マンホールポンプ場維持管理関係や污水管清掃保守調査業務委託料等、第六節修繕費の二百四十一万円余であります。

次に、二百七十五ページをお開きください。第二目処理場費は六千二百四十二万円余で、この処理場費は町内に七カ所ある農業集落排水施設の維持管理費であり、その主なものは、第五節委託料の污水处理施設維持管理業務委託料の一千九百五十一万円余や第六節手数料の汚泥収集運搬手数料等の汚泥肥料化対策に係る諸経費として九百六十五万円余、二百七十六ページ、第七節修繕費は各農集排処理場の修繕費として六百二十八万円余を予算計上しております。

第四目流域下水道維持管理負担金三千四百五十九万円余は、岩木川流域下水道事業の維持管理費十六億二百六十五万円余のうち二・一六％相当の藤崎町負担分を予算計上しております。

次に、二百七十七ページをお開きください。第五目総係費は一千九百六十二万円余であります。その主なものは、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほかに、二百七十八ページの第十三節負担金のうち農集排飯田林崎処理施設維持管理費負担金二百九十四万円余となっております。

次に、二百七十九ページをお開きください。第六目減価償却費が三億三千六百五十三万円余であります。減価償却費とは固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用が八千四百十八万円余であります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息八千二百三十三万円余であります。

次に、資本的収入及び支出を説明いたします。二百八十二ページをお開きください。

まず、支出から説明いたします。第一款資本的支出として六億二千六百六万円余を計上しました。

第一項建設改良費が二億一千百七十八万円余で、第一目施設改良費の主なものは、人件費のほか、第六節工事請負費一億九千四百二十三万円、第七節補償金六百五十万円、第八節賃借料二十七万円は、藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）工事の三千石堰改修工事関連経費であります。

第二目流域下水道建設負担金四百二十一万円余は、岩木川流域下水道事業の建設改良費二億八千百万円のうち一・五％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

二百八十三ページ、第二項企業債償還金は四億一千二百二十八万円余であります。

二百八十一ページをお開きください。次に、収入について説明します。収入はただいま説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として四億四千六百三十万円を計上しております。

第一項企業債は二億五千八百三十万円で、その内訳としましては、第一目下水道事業債一億一千六百三十万円のうち第一節雨水・浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に一億五十万円、岩木川流域下水道事業建設負担金に係る企業債に四百二十万円、公共下水道債の特別措置分として一千百六十万円、第二節資本費平準化債一億四千二百万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であり、実質的な下水道事業会計の赤字補填財源であります。

第二項出資金の八千八百万円は一般会計からの基準内繰入金であり、資本費平準化債の元金償還金等に充当するものであります。

第三項補助金、国庫補助金一億円は、三千石堰の雨水・浸水対策事業に係る防災・安全交付金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億七千九百七十六万円余は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

次に、二百九十二ページをお開きください。最後に継続費についてご説明いたします。藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業であります。これは藤崎町の下水道における防災安全対策の実現を目指し、主に西豊田地区の浸水被害を軽減し、あわせて三千石堰下流域をも整備する事業であります。平成二十七年度から平成三十四年度までの八年間の継続費を設定しておりまして、総事業費十四億円のうち平成三十年度は事業費として二億五十万円を予算計上し、平成三十年度末で継続費総額に対する進捗率は五十一・四％となるものであります。

以上で、議案第二十一号平成三十年度藤崎町下水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（前田信一君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

今、課長から最後に二百九十二ページ、継続費に関する調書もいわば再確認の意味で説明もいただいて、五十一％ということで、あともう四年、五年あるなというふうなことなんですけれども。それで、今年度は二億円弱の工事なんですけれども、わかりやすく言えばどの辺ことしはやるんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。国道三三九号のバイパスの町道が交差する部分がありますが、あれから平成二十九年度で約六十メートルほど上流側に工事は終わっております。平成三十年度につきましては、その続きとしてあと百九十メートルほど上流側に進んでいく予定でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

二百メートルで二億円というのは、随分工事費も高いなといういろいろ話にもなったりしたことがあるんですけれども、その問題はちょっと置いておいて、ページ数でいけば次の二百九十三ページのところに債務負担行為というこ

とで水洗トイレの改造資金の助成の年割額といいますか、そういうのがあるんですけれども、最近これはほとんど使われていないですか。実績上はどれぐらいで、今年度はどれぐらい見込んでいるのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは最近もう五、六年ほどは実績はございません。これはあくまでも銀行が貸し付けをするというものでございますので、なかなか使う方が余り、有利だというメリットが現在のところなかなかないということで使用実績がないように感じております。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今の水洗トイレのことなんですけれども、利用実績もないし、新しい家で本管がつながっているところでも、それも借りていないでやっているというようなことなんですけれども、メリットがないことについてその辺はどういう、今後とももうじゃこれはもう要らないというか、利用者はいないという実態になっているということなんです。今後の見通しとしてもそういうふうな見通しなんです。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

やはりここ数年利用者がいないということですので、これにつきましては今後考えて検討して、これからも続けるかどうかということは検討してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

二百九十二ページの三千石堰に関する件ですけれども、財源がおよそ半分が企業債ということでずっと計画が載っていますけれども、この償還計画はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この企業債は当然借り入れする際、何年という期限がございますので、それに沿って今年度償還していくということになります。以上です。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員……。 （「償還年度と何年度までに終わるかっていう質疑なんでねが……」の声あり）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

これは当然借り入れする年度によって当然終わりも変わってくるわけですが、この企業債の借り入れ期間

につきましては今、済みませんが手持ちの資料がございませんので後でお答えしたいと思います。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

では、後で資料を提出するという事だろうけれども、企業債を償還する上で財源、国からの補助がまたあるとか何とかそういうのはあるんですか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

企業債の償還について、また別に国の補助というものは無いものと承知しております。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

償還財源は100%自主財源といいますか、町の財源ということになるんですか。

○委員長（前田信一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

雨水に係る起債の償還につきましては、償還が始まれば一般会計からの繰出金ということで対応するという事に

なっております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数はありません。町全体で今の下水道の加入率は何%ぐらいになっていきますか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

公共下水道のほうは七十六・二%、農業集落排水事業のほうは七十一・二%でございます。

○委員長（前田信一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

平成二十九年度で加入率の実績、何件か入るとかそういったのはわかりますか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えします。平成二十九年度末ということは資料がございませんが、新たに入るということはほとんど新築の方でございます。過去平成二十七年度から二十八年度には公共下水道で六十件ほど、集落排水のほうでは十件ほど、

平成二十九年度につきましてもほぼその同程度ぐらいは申請等があったというふうに記憶してございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

三千石の工事請負費にかかわることですけれども、ページ数は二百八十二ページですけれども、この中で立木等の補償金六百五十万円ほど計上しているんですけれども、立木、リンゴの木だと思われるんですけれども、立木の分は何ぼ、その他の分は何ぼとかと内訳はございますでしょうか。それとも全部リンゴの木の分なんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これはリンゴの成木といいますか、大きいやつが十八本、電柱の移転が一本、あとリンゴのわい化が百二十五本でございます。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前十一時三十七分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨 時 委 員 長 野 呂 日出男

委 員 長 前 田 信 一